

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 20日

さいたま市長
清水 勇人 殿

提出者

住 所 さいたま市見沼区大和田町二丁目1388番地
氏 名 医療法人 興仁会 大和田病院
理事長 加藤興一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-685-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人 興仁会 大和田病院
事業場の所在地	埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目1388番地
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日

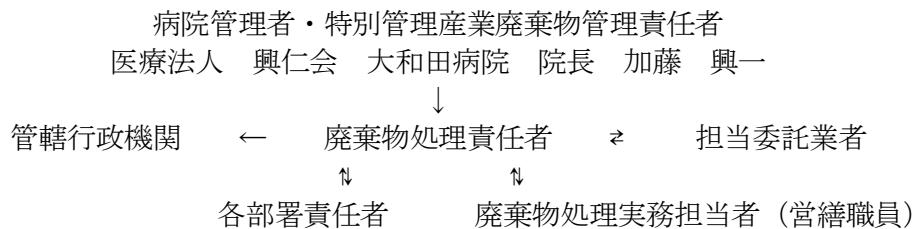
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83. 医療業
②事業の規模	病床数 91床
③従業員数	140人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	診療室や検査室、病室の各保管場所から病院職員により排出（3回/日）し、特別管理産業廃棄物保管場所にて保管する。その後、収集運搬及び処分する各委託業者により処理が行われ、最終処分業者により埋め立て処分が行われている。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">特別管理産業廃棄物の種類</td><td style="padding: 2px;">感染性廃棄物</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">排 出 量</td><td style="padding: 2px;">66.034 t</td><td style="padding: 2px;">t</td></tr> </table>			特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		排 出 量	66.034 t	t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
排 出 量	66.034 t	t							
(これまでに実施した取組) 感染予防の観点から、病棟ではディスポ製品が多用されており、リサイクル製品の導入の推進及び廃棄物の排出抑制を心掛けている。									
②計画	【目標】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">特別管理産業廃棄物の種類</td><td style="padding: 2px;">感染性廃棄物</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">排 出 量</td><td style="padding: 2px;">50 t</td><td style="padding: 2px;">t</td></tr> </table>			特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		排 出 量	50 t	t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
排 出 量	50 t	t							
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物と感染性廃棄物の分別を細分化する。 可能な限りリサイクル製品を導入、また最新の排泄ケア製品を導入することにより、交換回数を減らし使用量の削減を図る。									

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 主たる感染性廃棄物の排泄ケア製品に関して、使用方法の見直しや、導入可能な最新製品の使用により排出量の減量化を図っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部署の分別処理状況について、病棟の巡回及び確認指導を行っていく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	66.034 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	36.995 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
委託基準に基づき、処理する上で優良認定処理業者への委託を可能な限り考慮している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	50 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	50 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組)			
当該廃棄物の多量廃棄場所において、排出物の種類及び排出物 発生までの過程（使用方法及び使用量、使用頻度等）について、 現場確認並びに部署責任者の取り組み及び助言等も参考にし、 排出量の抑制に努める。			
【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 66.034 t			
電子情報処理組織の使用 に関する事項			
(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物、産業廃棄物に関して、すでに電子マニフェスト 導入済み。排出量をデータを使い管理して行きます。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。